

横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制 定 平成4年4月1日

最近改正 令和5年4月1日 鶴地振第1456号（区長決裁）

（目 的）

- 第1条 この要綱は、地域とのふれあいを深め、にぎわいを創出することにより商店会等の活性化を図るため、商店会等が中心となり実施するイベント事業の支援を目的として実施される横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業（以下「イベント事業」という。）に対する補助金交付に関して必要な事項を定める。
- 2 前項事業に係る補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
 - (2) 「商店会等」とは、次に掲げる鶴見区内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
 - エ 鶴見区商店街連合会

（対象団体）

- 第3条 商店街活性化イベント助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象団体は原則として、第2条第2項第2号で定める鶴見区内の団体（以下「商店会等」という。）とし、2つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同でイベントを実施する場合も、補助対象とすることができる。
- 2 前項に規定する交付対象であっても、次の各号に掲げる団体は、交付の対象としない。
- (1) 暴力団（（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象事業）

- 第4条 補助の対象となる事業は、第3条に掲げた対象団体が主催するイベントとし、交付申請前に実施するものを含む。ただし、会員数31店舗以上の商店会等については、販売を主たる目的としたイベントは補助対象外とする。
- 2 この要綱において、補助の対象となる期間は申請年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 補助対象事業の開催期間が2年度にわたる場合は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

（補助金の交付及び対象経費）

- 第5条 区長は、第4条に定めるイベントに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 補助対象経費は、イベント事業実施に係る広告宣伝費、開催費及び事務費とし、その内容及び補助要件は別表1のとおりとする。
- 3 国、県その他の補助制度を併用する場合並びに補助対象経費に係る売上金及び参加費等については、当該補助金、売上金及び参加費等を控除した額を補助対象とする。

4 道路使用料等行政機関に支払う手数料や銀行振り込み手数料等の間接経費は全て補助対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助金の補助率及び限度額は、別表2のとおりとする。なお、補助額の算定に当たり端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付制限)

第7条 第3条に掲げる商店会等が、同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は原則1回とする。

2 ただし、2つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、その構成員である商店会等が、同じ年度内において前述の共同事業とは異なる内容の単独事業を計画し、補助金の交付申請をした場合、内容を審査し、適当と認められたときは、両事業とも補助対象とすることができる。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする商店会等は、区長が指定する日までに横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業概要書(第1号様式の2)
- (2) 横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 商店会等の定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他区長が必要とする書類

2 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

3 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする商店会等が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定する。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。)により行うものとする。
- 3 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。
- 4 区長は、必要に応じ申請者又は第1項の交付の決定を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(申請の取下げの期日)

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により、区長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が

決定通知書の交付を受けてから 60 日後の日とする。

(事業の変更又は中止)

第 11 条 補助金交付決定通知を受けた商店会等（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容等を大幅に変更し、又は中止しようとする場合は、横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書（第 4 号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止の承認)

第 12 条 区長は、前条の規定による変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書（第 5 号様式）を申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第 13 条 補助事業者は、事業完了後区長の指定する日までに、横浜市商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第 6 号様式。以下「事業実績報告書」という。）を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業実績概要書（第 6 号様式の 2）
- (2) 横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業収支報告書（第 6 号様式の 3）
- (3) 収支を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) 補助金規則第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- (6) 補助金規則第 24 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者（以下「市内事業者」という。）とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (7) その他区長が必要とする書類

2 補助金規則第 24 条の規定により、補助事業において次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げるとおり入札又は見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長がその性質上これらの方法により難しいと認める場合は、この限りではない。

- (1) 1 件 1,000,000 円以上 10,000,000 円未満の支出に係るものについては、2 者以上の市内事業者から見積書を徴収
- (2) 1 件 10,000,000 円以上の物品の購入、委託等 5 者以上の市内事業者による指名競争入札又は 3 者以上の市内事業者から見積書を徴収

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

4 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により実施報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる書類とする。

(補助金交付額の確定)

第 14 条 区長は、前条に規定する事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書（第 7 号様式。以下「補助金交付確定通知書」という。）を、申請者に通知するものとする。ただし、事業補助金交付確定額は、第 9 条で決定した事業補助金額を上回ることはできない。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、補助金交付確定通知書を受理したときは、速やかに商店街活性化イベント助成事業

補助金交付請求書（第8号様式。以下「補助金交付請求書」という。）を区長に提出するものとする。

（補助金の支払）

第16条 区長は、前条に規定する補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当する場合

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市鶴見区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備及び保存）

第19条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類等を整理し、保存しておかなければならない。

（実施細目）

第20条 この要綱を実施するため必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月24日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年5月18日から適用し、第6条及び第7条第3項に係る改正規定は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、施行日以降の補助対象事業について適用し、施行日の前日までの補助対象事業については、なお従前の規定による。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱中、第4条の規定に係る改正規定は平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、施行日以降の補助対象事業について適用し、施行日の前日までの補助対象事業については、なお従前の規定による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年8月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係) 補助金の項目及び補助要件

	項目	内 容	補 助 要 件
イベント 事業費	広告・ 宣伝費	広告等作成費	・チラシ・ポスター、たて看板・横断幕等の作成費
		広告料	・新聞折り込みの費用等
	開催費	謝金	・出演者等に対する謝金・謝礼品購入費
		食糧費	・出演者・運営従事者の弁当等（酒類は対象外。 1人あたり2,000円を限度とする。）
		会場設営費	・会場等の設営
		会場借上費	・会場等の借上費
		購入費	・機材等の購入費（ただし、模擬店に使用する食材や景品等の 購入費は対象外とする。） ・イベントをPRするために不特定多数に無料配布するものや、 出演者または参加者全員に無料配布する参加賞や景品の購入費 （ただし、福引きや抽選に類する景品や賞品の購入費は対象外 とする。）
		使用料	・機材等の使用料
		保険料	・機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
		委託料	・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ゴミ処 理費（業者に委託する場合のみ対象。）
	光熱費	・ガス、電気代等	
	事務費	消耗品費	・事務用品等の消耗品購入費
		会場室借上費	・事前打合せ等に係る会議室借上費
飲料費		・事前打合せ等に係る飲料費（酒類は対象外。）	

(備考)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除く。
- 2 すべて領収書等が必要
- 3 補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計は、5万円未満かつ総事業費の10%を超えないものとする。
- 4 模擬店とは、来店者から対価を得て、販売やサービスを提供する店舗（露店）とする。
例：飲食系（わた菓子・焼きそばなど）、すくい系（金魚・スーパーボールなど）、射的系、体験型ブース（身体測定（骨密度検査）など）、物販型ブース（地場野菜販売など）、イベント型（ミニSLなど）
ただし、次の場合は、補助対象とする。この場合の補助対象経費は、機材レンタル代、食材、場所代など模擬店の出店にかかる経費とする。
 - (1) 区が出店を依頼または認めた模擬店で、来店者に無料で配付・提供する場合。
 - (2) 区が出店を依頼または認めた模擬店で、有料で販売・提供するが、営利目的ではなく、売上をイベント運営資金などに活用する場合。
- 5 上記の規定にかかわらず、直接事業と関連のない食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

別表2（第5条関係）補助率及び補助限度額

	補助率	補助限度額
イベント事業費	2分の1以内	25万円
		50万円（2つ以上の商店街が共同で実施するイベント事業及び区商店街連合会単位で実施するイベント事業のうち、区民全体を対象としているもの）
		25万円（2つ以上の商店街が共同で実施するイベント事業及び区商店街連合会単位で実施するイベント事業区内の特定の地域を対象としたもの）

ただし、予算の範囲内とする。